

公立丹南病院組合職員の懲戒の手續および効果に関する条例

〔 令和2年2月14日
条例第4号 〕

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づく職員の懲戒の手續および効果に関しては、事務所所在の市町の職員の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。